

3月7日の本会議において福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第33号の5議案について、3月14日に開催した委員会の審査結果を報告します。

議案第2号は、湖南省教育サポートセンター設置の経緯及び用途について、平成31年3月31日をもって用途廃止される湖南省女性センターが耐震基準を満たしているため湖南省教育サポートセンターとして教育の推進および支援を図る施設として活用するとの説明を受けました。

主な質疑は次のとおりです。

ふれあい教育相談室の利用者の状況と場所が変わっても、継続的に継がれていくのかとの質疑では、2月現在での利用者は中学生が12名、小学生が3名、保護者のみの相談が3名。市の中央に位置することから末永く使っていきたい。耐震についても平屋でクリアしていると答弁がありました。

議案第6号は、湖南省阿星野外ステージは、広く生涯学習の振興を図る目的で平成6年に設置された。利用者が限られていることから施設を維持する必要性が薄れてきているため、廃止をするとの説明を受けました。

主な質疑は次のとおりです。

指定管理の期間が1年残っているが、管理者の了解は、今後の施設の利活用は、教育部所管の行政財産が用途廃止などで普通財産に移行した際の窓口は総務部ではないのかとの質疑では、指定管理の期間を短縮することは承諾してもらっている。現在、石部南学区まちづくり協議会から利活用について要望が出ている。普通財産の窓口については、総務部財政課が所管すべきだと考えていると答弁がありました。

議案第7号は、湖南省阿星運動場及び湖南省ゲートボール場については、社会体育施設として機能していないために用途廃止するとの説明を受けました。

主な質疑は次のとおりです。

夏見のゲートボール場は河川敷にあり、県から占用許可を受けて借りているが、後の利活用を考えているのか、それとも県に返還するのか。阿星運動場の今後の管理はとの質疑では、夏見のゲートボール場は夏祭り、国体での駐車場として活用することで県の承諾をもらっている。阿星運動場は現在、東寺区に管理してもらっており、普通財産となっても東寺区にお願いしたいとの答弁がありました。

議案第8号は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正を受けて、災害援護資金の貸付利率、償還方法、保証人についての所要の改正を行うものと説明を受けました。

主な質疑は次のとおりです。

現在、災害弔慰金の支給を受けている人はいるのかとの質疑では、現在支給を受けた方はいないとの答弁がありました。

議案第33号は、昭和63年12月に建設された医師住宅について、近年の生活様式の変化から医師住宅として維持する必要性が薄れ、また、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令における期限がすでに経過しているため、社会福祉の推進を目的とするNPO法人に無償譲渡するとの説明を受けました。

主な質疑は次のとおりです。

医師住宅の無償譲渡について、議会の議決を求める根拠と一般公募はしたのかとの質疑では、地方自治法96条第1項6号に、「適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」については議会に付議し議決を受けなければならないとあること。湖南省公有財産利活用基本方針の公有財産の基本的な考え方の中で、「地方公共団体、公共的団体等による公共的な利用の優先」という項目があり、社会福祉法人などの公共的団体において公共の用のために利用する場合に、その内容が市の施策を推進するうえで有益になるものや市民生活の向上に資する場合は、民間に優先して貸し付けや売却を実施できるということから判断し、公募は行っていないが、今後は公募するなど改善を図ると答弁がありました。

各議案とも討論はなく、採択の結果、議案第2号湖南省教育サポートセンター設置条例の制定について、議案第6号湖南省阿星野外ステージ条例を廃止する条例の制定について、議案第7号湖南省社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号湖南省災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第33号財産の無償譲渡についての5議案については、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。